



# くれ

888号  
2020年7月28日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



【第9回中国地方定期大会】

## 隠蔽体質変わりなし

### 更衣時間は勤務時間

制服での通勤を禁止し、職場で更衣させているにも関わらず労働時間にカウントしないのはおかしいと社員が裁判所に提訴した「更衣時間裁判」は和解勝利で終了した。

会社側は「事業所内で更衣を義務付けていないため、要求には応じられない」と回答していた。

ため、原告の主張がほぼ全面的に認められた。主なポイントは次の通り。

- ① 制服着用が義務付けられていること
- ② 着替えが仕事の準備行為であること
- ③ 会社内の所定の更衣室で着替えなければならぬこと

和解条項では、「社員が制服を着用して通勤することを原則として禁止していたこと、及び、その結果として、当該郵便局の社員が事業所内で更衣を行うほかなかったことを認める」と当たり前の内容となった。

裁判中、会社は社内規定を改訂してまで制服通勤禁止の事実を隠そうとし、また「制服通勤禁止ポスター」を撤去するなど、都合の悪い事は隠ぺいする対応をしている。

間違いを認める事のできない会社は変わることでない。訴状では更衣時間を7分と計算して請求をした

が、裁判所は6分と認定し、解決金では、請求額とほぼ同額とした。この裁判は和解となったが、和解条項は双方に法的な効果を与える。裁判でたまたかかった職場だけでなく、全国の職場で「更衣時間は勤務時間」と認定した対応をするべきだ。

### 営業再開への課題

かんぽ保険の営業再開が議論され出したが、間違いを認めない会社は同じ過ちを繰り返す事になるだろう。

営業目標を設定しないと表面では発表しても、実際は異なる事を責任のある立場の管理者や、営業に関する仕事をしている社員は痛感している。

「必要最低限条件は満たしている」と外部有識者は認定したとされるが、問題行為の黙認や揉み消しをした管理者の調査や処分は行われていない。

管理者の責任や立場から、社員以上に重たい処分が行われた後でなければ再開するべきでない。

そうでなければ、現場社員に処分を押し付けた、トカゲのしっぽ切りで管理者はこれまで通りに隠ぺいを繰り返す懸念が残る。

### 最低賃金の引上げ目安なし

中央最低賃金審議会は最低賃金額改定の目安について答申した。これを受け、広島地方最低賃金審議会も答申し、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、広島県労働局長が金額を決定する。10月1日から適用されるのだが、今年の引き上げ目安はない。金額に関し意見の一致をみるに至らなかった為だ。新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用・生活への影響、企業等が置かれている厳しい状況を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当と結論付けられた。広島は昨年、ランクBで27円引上げられ871円となった（都道府県の経済実態に応じ、A B C Dのランクに分けて引き上げの目安を提示）。千円を超えるのは、ランクAの中でも東京（1013円）と神奈川（1011円）だけで、全国平均は901円。最も低いのはランクDの鳥取・島根など15県で790円、ランクAの東京1013円と比べると223円の差がある。全国平均千円に向け、引上げが続いていたが、コロナに水を差された。感染拡大は続いており、経済減速による悪影響が心配される。厳しい時期だからこそ、全国一律で1,500円の最低時給が望まれる。

### 今後の予定

- 8月 11日(火) 17:00~  
第11回呉支部執行委員会  
支部事務所
- 8月 30日(日) 9:00~  
第1回地本執行委員会

次号は 8月11日 予定

実績第一で出世した管理者は、責任を取るのが社員なら、実績さえ出せばいいと軽く考える人が必ず出てくるからだ。また、お客様を平然と裏切った人が出世した会社では、保身に走るばかりで、隠蔽体質を根本的に変えるのは難しい。